

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社Aに雇用され、介護職員として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、原動機付自転車を運転して出勤する途中、コンビニエンスストアから路上に進入した軽乗用車を避けるためブレーキをかけたところ、転倒し負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日B病院に受診し「右上腕骨近位端骨折、右足部打撲傷」と診断され、同年〇月〇日にはC整形外科に転医し「右肩甲骨骨折、右下腿打撲傷」等と診断された。

請求人は、上記傷病は通勤により受傷したものであるとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人は平成〇年〇月〇日付けD裁判所（以下「裁判所」という。）の判決に基づき、本件事故に係る全損害額についててん補されていることから、休業特別支給金のみ支給し、休業給付を支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人に対しても休業給付を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、損害賠償請求訴訟では慰謝料を請求し、それを受け取ったものであり、休業損害については受領しておらず、本件事故について示談はしていない旨主張するので、以下検討する。

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し第三者行為災害届と同時に念書を提出しており、相手と示談を行った場合、その内容によっては、労災保険給付を受けられないことがあることは承知していたものと認められる。

(2) 本件事故について、請求人の主張のとおり、示談が成立したとは認められないものの、請求人は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の本件休業給付請求に先立ち、損害賠償請求訴訟を提起し、平成〇年〇月〇日付で判決が言い渡されている。当該判決文によれば、請求人(原告)は、本件事故により①治療費関係費、②傷害慰謝料、③印紙等代、④洋服等代、合計〇万〇円の損害を被り、そのうち〇万円を請求し、それを超える金額について、本訴で請求するつもりはない旨述べたとして、これは請求権を放棄したものと解されると判示されている。

同判決文には、請求人が休業損害を除いて請求したとか、全損害のうちの一部請求である旨明示していたとの記述は見当たらない。また、訴訟においては、全損害額の一部を請求する場合はその旨明示しなければならず、その旨明示さ

れていなければ当該請求に係る全損害について請求したものとして扱われることになっている。

請求人は、本件事故に係る訴訟では慰謝料のみを請求し、休業損害は後日労災に請求するつもりであった旨主張しているが、上記判決文に判示のとおり精神的損害である慰謝料のほか物的損害である治療費関係費、印紙代等網羅的に請求していることから、特定の損害についてのみ請求した一部請求であったと解する余地はない。

(3) したがって、本件事故に係る全損害について判断されたと認められる上記判決は控訴されることなく確定していることから、請求人は、改めて休業損害を第三者（加害者）に請求することはできないものと解される。

(4) なお、労災保険における第三者行為災害については、国が被災者に代位して第三者に求償することになるのが一般的であるが、本件のように被災者である請求人が第三者との間で損害額を判決や示談で確定させてしまうと、国は第三者に対し求償できなくなることから、被災者に対して労災保険給付をしないこととなるのはやむを得ないものである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対しても、休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。